

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)の公募について

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い最先端の低炭素型ディーゼルトラックの導入を促進し、トラック輸送におけるCO2排出削減を図ることを目的として、国土交通省との連携事業として実施する「平成29年度低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」について、執行団体である一般財団法人環境優良車普及機構が、本補助金の公募を開始することを発表しましたので、お知らせします。

<国土交通省同時発表>

1. 事業内容

中小トラック運送業者におけるトラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導するため、低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業について、車両導入経費の一部を補助します。

2. 申請受付期間

平成29年6月12日(月)～平成30年1月31日(水)

※申請にかかる審査は、申し込み順に行います。

※予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から平成30年1月31日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。

※申請受付状況は、一般財団法人環境優良車普及機構のホームページで公表いたします。

3. 補助要件

より燃費性能に優れた低炭素型ディーゼルトラックの導入を条件とし、平成29年度から廃車を伴わない場合でも申請が可能です。

- ・廃車を伴う申請：価格差の1/2
- ・廃車を伴わない申請：価格差の1/3

※価格差：低炭素型ディーゼルトラックと標準的燃費水準の車両との価格差

4. その他

詳細については、一般財団法人環境優良車普及機構のホームページをご参照ください。

<http://www.levo.or.jp/>

<一般財団法人環境優良車普及機構による報道発表>

<http://www.levo.or.jp/fukyu/hoiokin/h29index.html>

連絡先

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

直通 03-5521-8301

代表 03-3581-3351

課長 高澤哲也 (内線6520)

課長補佐 井上有希子 (内線6521)

主査 池田好美 (内線6563)

担当 三上哲夫 (内線6528)

(別表)

「公募要領」より抜粋
(平成29年4月24日現在)

低炭素型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QPG」、「LPG」、「2PG」、「2RG」であって、下表記載の型式であるもの。

型式	【小型】(3.5トン超7.5トン以下)					【中型】(7.5トン超12トン以下)					【大型】(12トン超)				
	いすゞ	UDトラック	三菱ふそう	日産	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
型式	NHR	FB	FB	FB	LHR	FRR※	FE※	FC	FE*9※	LKR※	CVR	GD	FE	FS	H2T
	NHS	FD	FD	FD	LHS	FSR	LK	FD	FEBM	LPR※	CXE	CG	FG	FU	M2T
	NJR	FE※	FE	FE	LJR	FSS	MK	FH※	FGB※		CXG	CK	FH※	FV	
	NJS	FE※	FE*9※	FG	LJS	NKR※	MF	GC			CXM	CV	FJ	FY	
	NKR※	FG	FGA		LKR※	NPR※	LF	GD			CXY	CW	FN	FP-R	
	NKS		FGB※		LKS			GX			CXZ	CX	FQ	FV-R	
	NLR				LLR						CYE	GK	FR		
	NLS				LLS						CYH	PK	FS		
	NMR				LMR						CYJ	PF	FW		
	NMS				LMS						CYL		GN		
	NNR				LNR						CYM		SH		
	NNS				LNS						CYY		SS		
	NPR※				LPR※						CYZ				
	NPS				LPS						EXD				
	FRR										EXR				
											EXY				
											EXZ				
										FTR					
										FTS					
										FVR					

- ・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。
- ・登録型式に「改」が付く改造車両にあっては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。
- ・対象は、ディーゼル車に限る。※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。
- ・この一覧は、変更または追加する場合があります